

安 全 報 告 書

(2012年)

別府ロープウェイ株式会社

※本安全報告書記載の各事項は、平成23年4月から平成24年3月までに実施したものです。

1. 索道輸送の安全を確保するための基本方針等

当社は、索道事業を営む上で「安全の確保」を第一の使命とし、輸送の安全性を確保する為次の基本方針および安全行動規範を定め、社長以下、索道事業に携わる社員全員に周知徹底しています。

『基本方針』

- (1) お客様の安全確保を第一に考える。
- (2) 安全確保のために日頃から危険要素の排除に努める。
- (3) 常に安全意識を高く持つ。
- (4) 事故・災害等が発生したときは、お客様の救護を最優先に考える。
- (5) 安全に関する教育、訓練、研修等を適時実施する。

『安全行動規範』

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- (2) 安全管理規程、索道運転取扱細則および索道整備細則を遵守する。
- (3) 職務は厳正、忠実に遂行する。
- (4) 職務の遂行にあたっては推測に頼らず確認の励行に努める。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動する。
- (6) 相互の連絡を密に行い、情報は迅速かつ正確に伝える。

2. 索道事業安全目標

- ・運転故障「ゼロ」(故障の芽を摘む)

3. 索道事故等の発生状況とその再発防止措置

- ①. 索道運転事故
索道事故、インシデントの発生はありません。
- ②. 災害(地震、暴風雨等)
強風、雷のため索道の運転を一時見合わせるがありました。

4. 索道輸送の安全の確保のための取り組み

①. 朝礼



毎朝、索道の営業を始める前に当日の担当者全員が集まり、気象条件、その他注意すべき事項等を確認周知しています。併せて各規則に基づいた社員教育も行っています。

②. 検査

(1) 始業前検査

索道営業を開始する前に索道の試運転を行い、運転装置、無線電話装置、支索等の索条、鉄塔、搬器等について支障がないことを確認しています。

(2) 定期検査

a. 関係法令および「索道整備細則」に基づき、「1月検査」

「3月検査」「12月検査」を実施しています。

b. 電気工作物および無線電話装置の年次点検を実施しています。

③. 緊急時対応訓練

(1) 搬器乗客救助訓練

搬器から乗客を救助する際のマニュアルに基づいて索道業務に携わる社員全員による救助訓練を4回実施しました。(4/9、4/17、11/27、3/24)



(2) 予備原動機操作訓練

予備原動機操作マニュアルに基づいて予備原動機の始動、動力伝達装置の切替運転操作等の訓練を5回実施しました。(7/18、11/13、11/19、12/23、1/9)



(3) 予備発電機操作訓練

停電時における予備発電機(照明等確保用)の操作手順の習得訓練を5回行いました。(7/18、11/13、11/19、12/23、1/9)



(4) 総合防災訓練

総合防災訓練を別府市消防本部等と共同で実施し、地上40mにある搬器からの乗客救助訓練等を行ないました。(12/16)



搬器乗客救助訓練 地上約40Mからの降下



搬器乗客救助訓練 地上班救助作業



訓練当日の朝礼(打合せ)



消防レスキューによる脱出訓練



消防署による消火訓練



社員による消火訓練



急病人搬送訓練



消防署と合同の講評

④. 設備投資

安全の維持向上のため、今年度は次の設備更新及び点検等を実施しました。

(1) 山上駅舎ホームの改修工事を行いました。



ホーム壁面改修



点検台の改修



ホームピットの塗装



手摺、引戸の改修

(2) 制御装置点検（部品交換調整）



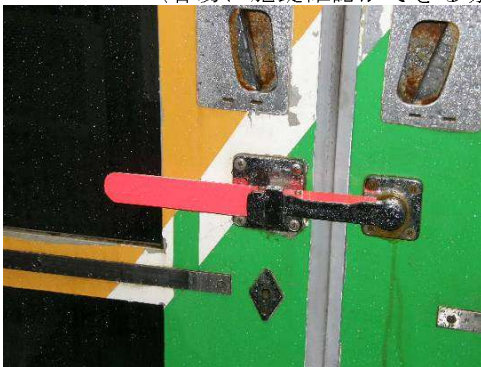
位置検出器の点検・部品交換



⑤. 改善提案

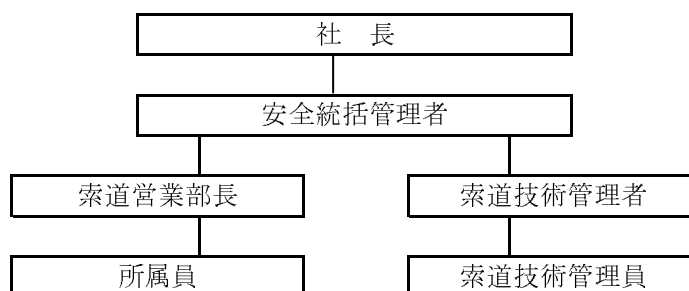
ヒヤリ・ハットに基づいて搬器扉錠の改善を行いました。

(容易に施錠確認ができる赤い金物を取り付けました)



5. 当社の安全管理体制

当社の安全管理体制と各々の役割および権限は次のとおりです。



社 長 : 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者 : 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

索道技術管理者 : 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行、施設の保守その他の技術上の事項に関する業務を管理する。

索道技術管理員 : 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の業務を補佐する。

索道営業部長 : 索道事業を担当する部門の長として索道技術管理者と共に索道の運行、施設の保守その他輸送の安全確保に必要な事項を管理する。

以上